

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	保育所入所・保育料徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

函館市は、保育所入所・保育料徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北海道函館市長

公表日

令和7年4月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	保育所入所・保育料徴収に関する事務
②事務の概要	児童福祉法に基づき、保育所の入退所および保育料の徴収に関する事務を行っている。 特定個人情報ファイルについては、次の事務に使用している。 ・保育所入退所の申請に関する事務 ・保育料の徴収に関する事務
③システムの名称	子ども子育て支援システム 団体内統合宛名システム 中間サーバ サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童マスタファイル, 収納マスタファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表 9の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 17の項および20の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども未来部子どもサービス課
②所属長の役職名	子どもサービス課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部文書法制課 函館市東雲町4番13号 0138-21-3649
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども未来部子どもサービス課 函館市東雲町4番13号 0138-21-3270
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、保育所入所・保育料徴収に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄等
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

	判断の根拠	<p>特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万一発生した場合に備え、バックアップを保管している。また、下記の対策を徹底する運用としている。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。・ USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。・ 特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存すること。 <p>これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>
--	-------	---

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月29日	I-1-②事務の概要	保育料の収納に関する事業を行っている。	保育料の徴収に関する事務を行っている。	事後	
平成29年8月29日	I-1-②事務の概要	保育料の収納に関する事務	保育料の徴収に関する事務	事後	
平成29年8月29日	I-4-②法令上の根拠	番号法別表第2 13の項	番号法別表第2 13の項および16の項	事後	
平成29年8月29日	I-5-②所属長	子どもサービス課長 柴田 成	子どもサービス課長 木村 元子	事後	
平成29年8月29日	II しきい値判断項目 1、対象人数 いつの時点の計数か	平成27年3月31日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年8月29日	II しきい値判断項目 2、取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年3月31日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年9月19日	II しきい値判断項目 1、対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	時点修正
平成30年9月19日	II しきい値判断項目 2、取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月26日	I 5②所属長の役職名	子どもサービス課長 木村 元子	子どもサービス課長	事後	様式変更による
令和1年6月26日	II しきい値判断項目 1、対象人数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月26日	II しきい値判断項目 2、取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月26日	IV リスク対策	(項目なし)	「IV リスク対策」に記載のとおり	事後	様式変更による
令和2年6月18日	I 関連情報 3、個人番号の利用 法令の根拠	番号法別表第1 8の項	番号法別表第1 8の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第8条	事後	
令和2年6月18日	II しきい値判断項目 1、対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年6月18日	II しきい値判断項目 2、取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月18日	IV リスク対策 4 特定個人情報ファイルの取扱の委託	[○] 委託しない	[] 委託しない 十分である	事後	
令和3年6月18日	II しきい値判断項目 1、対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年6月18日	II しきい値判断項目 2、取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正
令和4年6月17日	II しきい値判断項目 1、対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	時点修正
令和4年6月17日	II しきい値判断項目 2、取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	時点修正
令和4年6月17日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第1 8の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第8条	番号法別表第1 8の項	事後	
令和5年1月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	子ども子育て支援システム 団体内統合宛名システム 中間サーバ	子ども子育て支援システム 団体内統合宛名システム 中間サーバ サービス検索・電子申請機能	事後	
令和5年6月16日	II しきい値判断項目 1、対象人数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	時点修正
令和5年6月16日	II しきい値判断項目 2、取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	時点修正
令和6年7月2日	II しきい値判断項目 1、対象人数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	時点修正
令和6年7月2日	II しきい値判断項目 2、取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	時点修正
令和7年4月16日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第1 8の項	番号法第9条第1項別表 9の項	事後	
令和7年4月16日	I-4-②法令上の根拠	番号法別表第2 13の項および16の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 17の項および20の項	事後	
令和7年4月16日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	(項目なし)	当該項目に記載のとおり	事後	様式変更による
令和7年4月16日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(項目なし)	当該項目に記載のとおり	事後	様式変更による